

みるくっくキッズクラブ【提出書類チェックリスト】 提出は不要です

入所申請にあたって、下記の書類が必要となります。提出前に必要書類を確認のうえ、☒を付けてください。
提出書類の記入もれや提出もれにご注意ください。

《必ず提出が必要な書類》

- ①誓約書 ☐ ※①～⑤の書類に不備や提出もれがある場合、
②入所申請書 ☐ 入所要件を確認できないため、申請が受理できません。
③児童調書 ☐
④利用料決定にあたっての承諾書 ☐ ※記名者全員の承諾印が必要です。
⑤保育できない状況を証明する書類

申請理由	必要書類	父	母	その他	備考欄
就労	就労(予定)証明書	☐	☐	☐	就労予定証明書で申請される場合は、入所後すみやかに就労証明書を提出してください。
	【シフト勤務等】就労証明書／変則就労の申立書／シフト表あるいはタイムカードの写し(2ヶ月分)	☐	☐	☐	
	【自営業の方】開業届、営業許可書(証)、確定申告書控えの写しいずれか	☐	☐	☐	
疾病、負傷等	【病気療養中】診断書／申立書	☐	☐	☐	放課後に養育ができない状況が明記されているものを提出してください。
	【障害】障害者手帳の写し／申立書 ※精神福祉手帳3級所持の方は、診断書も必要	☐	☐	☐	
就学、職業訓練	在学証明書あるいは合格通知の写し／令和4年度のカリキュラムの写し	☐	☐	☐	4月当初に令和5年度の時間割を提出してください。
待機	入所待機通知書の写し		☐		就労証明書は不要です。

《必要に応じて提出していただく書類》

- ⑤新規入所児童状況票(新規入所児童のみ) ☐
⑥利用料決定書類

令和4年度課税証明書(令和3年分所得)	☐	令和4年1月1日に宝塚市以外に住民票があった方
生活保護適用証明書	☐	生活保護世帯の方

⑦延長保育申請

延長保育希望調査兼申請書	☐	希望者のみ
申立書	☐	勤務時間と通勤時間を足して午後5時を超えない場合のみ

⑧その他

「療育手帳」または「身体障害者手帳」の写し	☐	児童が手帳を持っている場合
「建物売買契約書」または「建物賃貸借契約書」等の写し	☐	転入・転居予定の場合
アレルギー調査票等	☐	対象者のみ ※書類についてはお問合せください。

《最終確認》

誓約書、入所申請書の保護者欄に自署または記名押印されていますか？	☐	
記入漏れ、押印漏れ、添付漏れはありませんか？	☐	

◎申請書類は、各みるくっくキッズクラブ、保育ネットワーク・ミルクホームページにて入手可能です。

誓 約 書

みるくっくキッズクラブ売布

学年 新 年生

申請児童名

(No. 1～No. 10の内容をご確認いただき、全ての項目にチェックを入れてください。)

No.	誓約内容	チェック欄
1	入所申請書類に関して、事実と相違ありません。	☐
2	申請内容に変更があった場合は、直ちに届け出します。	☐
3	申請した内容について、青少年課及びみるくっくキッズクラブ売布、在学・通学される小学校で情報を共有することについて了承します。	☐
4	入所許可や利用にあたって、必要と認められる情報を関係機関（学校・幼稚園・保育所等）に照会することを了承します。	☐
5	宝塚市立小学校以外に進学する場合は、進路決定後すぐに青少年課又はみるくっくキッズクラブ売布へ届け出ます。	☐
6	月途中の入退所についても、育成料を1ヶ月分納付します。	☐
7	出席の有無にかかわらず、在籍している場合は育成料を納付します。	☐
8	育成料の口座振替手続きを申請後すみやかに行います。	☐
9	延長保育を利用する場合、申請した延長時間内にお迎えに行きます。	☐
10	児童が他の児童の利用を著しく妨げる行為を行った場合やみるくっくキッズクラブ売布の運営に著しく支障をきたしたと判断した場合は、退所（辞退）します。	☐

※ご注意※

提出書類に不備や不明点があった場合、ご連絡をさせていただく場合があります。

その際、以下の番号からお電話しますので、必ずご連絡がつくようお願いいたします。

ご連絡がつかない場合、申請受付ができないことをご了承ください。

みるくっくキッズクラブ売布 0797-84-8711

保育ネットワーク・ミルク 事務局 079-565-4313

上記の事項を遵守します。遵守できない場合、入所の許可を取り消されても異議のないことを誓約いたします。

署名年月日 令和 年 月 日

(あて先) 特定非営利活動法人 保育ネットワーク・ミルク

理事長 小泉雅子

保護者 住 所

氏 名

印

(※)保護者本人が自署した場合は、押印は必要ありません

放課後児童クラブ みるくっくキッズクラブ売布入所申請書

令和 年 月 日	
(あて先)特定非営利活動法人保育ネットワーク・ミルク 理事長 小泉雅子	
(保護者)	
住所 〒	—
宝塚市	自宅電話番号 () —
	(父)携帯電話 () —
氏名	(母)携帯電話 () —
	印
(※)保護者本人が自署した場合は、押印は必要ありません	

下記児童について、入所の申請をいたします。

[入所申請理由]	
☐ 就労(内定・復職を含む)	☐ 保護者等の疾病・負傷等
☐ 就学・職業訓練	☐ その他()
※その他の場合は、事前に 青少年課へお問い合わせください。	

児 童	ふりがな	生年月日	平成 年 月 日	性別	
	氏 名	学校名	小学校	学年	新 年生
	(該当する場合は記入) ※手帳をお持ちの場合は、手帳の写しを添付してください。 【療育手帳 A ・ B1 ・ B2 】／【身障手帳 級】／【支援学級 在籍 ・ 検討中 】				
	(保護者と異なる場合のみ記入) 住所: 電話() —				
家 族 ・ 同 居 者 (祖 父 母 等) の 状 況	ふりがな 氏 名	続柄	勤務先または 学校名・新学年	勤務先 電話番号	勤務時間
					時 ～ 時
					時 ～ 時
					時 ～ 時
					時 ～ 時
					時 ～ 時
					時 ～ 時
					時 ～ 時
					時 ～ 時
					時 ～ 時

※以下の欄は記入しないでください。

理事長	事務局長	確認	入力	受付	受付日

・減免申請	有	無
・延長保育	有	無
18時 ・ 18時半 ・ 19時		

児 童 調 書

ふりがな 児童名			児童クラブ名	みるくっくキッズクラブ売布	
平 熱	度 ※1 ※1 日々の検温と照らし合わせるため、必ずご記入ください。				
アレルギーに 関して 〔「あり」の場合、 状況により別途 後日提出書類あり〕	薬物	なし ・ あり	()		
	食物	なし ・ あり	()		
	ぜんそく	なし ・ あり	()		
	その他の事項	なし ・ あり	()		
	緊急時の処方薬	なし ・ あり	⇒ エピペン ・ 内服 ・ その他 ()		
児童の状況	加配※2（保育所・学校等）なし ・ あり ※2 保育所・幼稚園、学校等で、生活をサポートする担当職員がつくこと 放課後デイサービスの利用 なし ・ あり （施設名称： ） 通所受給者証 なし ・ あり				
健康面や生活面で 連絡したい事 やその他特に留意する事	なし ・ あり ()				
緊急連絡先	順位	氏名・名称	続柄	連絡場所	電話番号
	1			自宅・携帯・職場・会社携帯	
	2			自宅・携帯・職場・会社携帯	
	3			自宅・携帯・職場・会社携帯	
キッズクラブから 自宅 までの略図を記入してください。（公共施設等目標物もご記入ください。） ☐ 自宅外へ帰宅します。					
● 通常自宅以外に下校される場合は別途キッズクラブまでご連絡ください。					

利用料決定にあたっての承諾書

令和 年 月 日

(あて先) 宝塚市長

(保護者) 住所

氏名

印

(※)保護者本人が自署した場合は、押印は必要ありません

特定非営利活動法人 保育ネットワーク・ミルクが実施する「みるくつくキッズクラブ」に入会する下記児童の利用料を宝塚市立地域児童育成会の育成料に準じた額とするために、宝塚市が下記世帯員に係る宝塚市の市民税課税台帳を閲覧することを承諾いたします。
また、宝塚市が下記児童の利用料の額を特定非営利活動法人 保育ネットワーク・ミルクへ通知することを承諾いたします。

記

ふりがな		入会する児童クラブ： みるくつくキッズクラブ売布
児童氏名		

※2名以上入所の場合は、各児童ごとに1通提出

ふりがな	続柄	生 年 月 日			年少・特定 扶養親族 ※6	承諾印	
世 帯 員 氏 名							
	児童 本人	平成	年	月	日	○	印
		大正・昭和 平成・令和	年	月	日		印
		大正・昭和 平成・令和	年	月	日		印
		大正・昭和 平成・令和	年	月	日		印
		大正・昭和 平成・令和	年	月	日		印
		大正・昭和 平成・令和	年	月	日		印

※生活保護世帯の方は☑を入れ、生活保護適用証明書を添付してください。☐

- ※1 利用料は、宝塚市立地域児童育成会の育成料に準じて決定されます。
- ※2 市は保護者等の承諾書を得て市民税の課税状況を調査しますが、法人へは利用料の額のみを通知します。
- ※3 世帯全員の氏名を記入の上、押印をお願いします。
- ※4 保護者が単身赴任や遠隔地での仕事などにより児童と同居していない場合でも、氏名の記入と押印をお願いします。
- ※5 令和4年度(令和3年分所得)の市県民税が宝塚市以外で課税されている方は、当該地の課税証明書を添付してください。(令和4年1月1日に宝塚市以外に住民票があった方)
- ※6 平成15年1月2日～令和3年12月31日生まれの扶養親族について、扶養控除の扶養親族該当区分欄の人数分の該当者を○印で記入してください。
- ※7 この承諾書が提出されない場合は、宝塚市立地域児童育成会条例に準じた減税を受けることができませんので、ご承知おきください。 ※育成料の減免につきましては、宝塚市ホームページにてご確認ください。

就 労 証 明 書				児童氏名()	
				父 母 その他()	
氏名				就労 形態	(イ)常勤 (ロ)臨時・パート・アルバイト (ハ)自営業 ※1 (ニ)その他 ※1 開業届、営業許可書または確定申告書控の写しを添付 ・自宅勤務がある場合 (感染症予防等、一時的な場合は除く) (自宅 %、自宅外 %)
住所					
就 労 時 間				休憩時間を含む 時間数	備 考
通常就労週日数・時間等	月	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分	変則就労等のシフトのパターン、時季的な 就労時間の実態を記入 ●フレックスタイム制や裁量労働制等を含 む変則的な就労の場合は、雇用契約書に 記載された就労時間をご記入ください。 ●時短勤務制度を利用する場合は、時短 適応後の就労時間をご記入ください。	
	火	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分		
	水	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分		
	木	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分		
	金	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分		
	土	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分		
	日	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分		
	就労日数 平日週 日 土日:週 日 計 時間 分				土曜日 日/月
<変則就労> 日/(月・週)計 時間 分 ☐ 変則就労のため、別紙変則就労申立書を提出します			通勤時間 片道 時間 分 通勤手段 名称 住所 電話		
休日	該当するもの全てに○印 ・土曜日 ・日曜日 ・祝日 ・定期休日(日曜日を除く 曜日) ・その他の休日()		※単身赴任中 ☐		
上記の者は、 年 月 日から当事業所に ☐ 勤務 していることを証明します。 ☐ 復職 (あて先) 特定非営利活動法人保育ネットワーク・ミルク 理事長 小泉雅子 令和 年 月 日 所 在 地 事 業 所 名 雇用主(代表者) ※2 必ずご記入ください 記入担当者 所属・役職 電話					

※2 上記証明内容について、記入担当者へ電話で問い合わせさせていただく場合がありますのでご了承ください。

●証明者の押印は不用としますが、無印の場合でも、万一証明書の内容に偽造・変造が認められた場合は有印私文書偽造罪又は同変造罪が成立し、法定刑(3月以上5年以下の懲役)が科されることがあります。(法務省及び内閣府の見解に基づく)

変則就労の申立書(証明書)

令和 年 月の就労状況 児 童 氏 名 ()

曜日	月	火	水	木	金	土	日
日付							
勤務時間	～	～	～	～	～	～	～
日付							
勤務時間	～	～	～	～	～	～	～
日付							
勤務時間	～	～	～	～	～	～	～
日付							
勤務時間	～	～	～	～	～	～	～
日付							
勤務時間	～	～	～	～	～	～	～
日付							
勤務時間	～	～	～	～	～	～	～

(あて先)特定非営利活動法人保育ネットワーク・ミルク 理事長 小泉雅子
上記のとおり勤務していることに相違ありません。

令和 年 月 日

住 所

保 護 者 氏 名

令和 年 月 日

所在地

事業所名

雇用主(代表者)

(担当者 所属・役職 電話)

就
労
日
数

①月～金 計 日

うち 勤務終了時間が
14時29分までの日数
(1年生は13時59分まで)

②月～金 日

③土曜日の勤務

計 日

①－②＋③

合計 日

※12日以上が必要です。

※午前0時をまたぐ就労の場合は ☐ ←チェックを入れてください。

※ご自身で時間外を除いた勤務時間を記入してください

申込書

※勤務が変則のため所定の就労証明書に通常就労週日数・時間等の記載が困難な場合は、就労証明書に加え、この申立書(証明書)と
タイムカード又はシフト表の写しをそれぞれ2か月分提出してください。
※シフト上の勤務時間(有休を含む)を記入してください。(時間外を除く)

就 労 予 定 証 明 書										児童氏名() 父 母 その他()									
氏名										就労形態 (イ)常勤 (ロ)臨時・パート・アルバイト (ハ)自営業 ※1 (ニ)その他 ※1 開業届、営業許可書または確定申告書控の写しを添付 ・自宅勤務がある場合 (感染症予防等、一時的な場合は除く) (自宅 %、自宅外 %)									
住所																			
就 労 時 間										休憩時間を含む 時間数					備 考				
通常就労週日数・時間等	月	午前		時	分	～	午前		時	分	時間分	変則就労等のシフトのパターン、時季的な 就労時間の実態を記入 ●フレックスタイム制や裁量労働制等を含 む変則的な就労の場合は、雇用契約書に 記載された就労時間をご記入ください。 ●時短勤務制度を利用する場合は、時短 適応後の就労時間をご記入ください。							
	火	午前		時	分	～	午前		時	分	時間分								
	水	午前		時	分	～	午前		時	分	時間分								
	木	午前		時	分	～	午前		時	分	時間分								
	金	午前		時	分	～	午前		時	分	時間分								
	土	午前		時	分	～	午前		時	分	時間分								
	日	午前		時	分	～	午前		時	分	時間分								
	就労日数 平日週 日 土日:週 日 計 時間 分										土曜日 日/月								
《変則就労》 日/(月・週)計 時間 分										通勤時間		片道 時間 分			※単身赴任中 ☐				
☐ 変則就労のため、別紙変則就労申立書を提出します										通勤手段									
										名称									
										住所									
休 日	該当するもの全てに○印 ・ 土曜日 ・ 日曜日 ・ 祝日 ・ 定期休日(日曜日を除く 曜日) ・ その他の休日()										勤務地		住所						
											電話								
上記の者は、 年 月 日から当事業所に ☐ 勤務予定 であることを証明します。 ☐ 復職予定 (あて先)特定非営利活動法人保育ネットワーク・ミルク 理事長 小泉雅子 令和 年 月 日 所 在 地 事 業 所 名 雇用主(代表者) ※2 必ずご記入ください 記入担当者 所属・役職 電話																			

※2 上記証明内容について、記入担当者へ電話で問い合わせさせていただく場合がありますのでご了承ください。
●証明者の押印は不用としますが、無印の場合でも、万一証明書の内容に偽造・変造が認められた場合は有印私文書偽造罪又は同変造罪が成立し、法定刑(3月以上5年以下の懲役)が科されることがあります。(法務省及び内閣府の見解に基づく)

新規入所児童状況票

児童クラブ名	みるくっくキッズクラブ売布		
ふりがな 児童名	出身園	保育所(園)	在学中の方 年 組
	出身園	幼稚園	
キッズクラブに入所予定の 同じ出身園のお友だちはいますか？	いいえ はい → お友だちの名前		
お子さんの性格は どのような感じですか？			
どのような遊びが好きですか？	室内遊び		
	外遊び		
言葉づかいや行動で 気になることはありますか？			
過去に大きな病気やケガを しましたか？			
食事・衣服の着脱・排泄など生活で 気になることはありますか？			
行動や物に対して強く こだわることはありますか？			
集団生活で配慮してほしいこと 心配なことはありますか？			
子育てしていて気になることや 困っていることはありますか 今までに利用したことのある 相談機関はありますか？	相談機関名 []		
その他、気になることがあれば ご自由にお書きください			

児童状況について、キッズクラブより問い合わせをさせていただくことがあります。

みるくっくキッズクラブ延長保育希望調査兼申請書

令和 年 月 日

(あて先) 特定非営利活動法人保育ネットワーク・ミルク 理事長 小泉雅子

(保護者) 住 所 〒 _____

宝塚市 _____

氏 名 _____

(※)保護者本人が自署しない場合は、記名押印してください

児童クラブ名 みるくっくキッズクラブ売布

上記児童クラブでの延長保育事業を実施する場合において、下記のとおり
令和5年4月1日からの延長保育を申請します。

延長保育の利用時間 ※希望の番号に○を付けてください。		① 午後6時00分まで ② 午後6時30分まで ③ 午後7時00分まで
延長保育する児童の氏名		(新 年)
父	氏 名	
	勤 務 時 間	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで
	通 勤 時 間	片道 時間 分
母	氏 名	
	勤 務 時 間	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで
	通 勤 時 間	片道 時間 分
主に児童を迎えに来る方		児童との続柄 ()

※本希望調査で、延長保育を実施する要件の人数を満たさない場合は、延長保育を実施しません。

※延長保育を実施しない場合は、その旨お知らせします。

※延長保育の利用時間は厳守ください。

※「勤務時間」や「通勤時間」は、就労証明に基づきご記入ください。

※「勤務時間」と「通勤時間」を合わせて午後5時を超えない場合は、申立書の添付が必要です。

※「主に児童を迎えに来る方」は、小・中学生は認められません。

※必ず児童クラブの申請書早期申請受付期間内（11月14日(月)～2月10日(金)）に
入所申請書と合わせて提出してください。

【事務局使用欄】

入力	保育料確認	受付	受付日
			／

みるくっくキッズクラブ売布入所案内



はじめに

みるくっくキッズクラブは、認定 NPO 法人保育ネットワーク・ミルクが運営しています。「保育ネットワーク・ミルク」（以下ミルク）は、平成 4 年に元保育士 3 名で立ち上げ、平成 13 年に NPO 法人を取得し、宝塚市のピピア売布 6 階で平成 16 年 4 月から子育て支援スペース「みるくっく宝塚」を運営し多くの方々のご利用をいただいております。平成 28 年 4 月に「みるくっくキッズクラブ売布」が宝塚市の委託を受け開所いたしました。常に、社会状況と地域の環境を考慮した、子育て支援を行ってきました。

現在、売布において学童保育待機児童緩和の一環を担わせていただけることをとても光栄に感じております。

地域の皆様のご理解、ご支援をいただきながら、「次世代を生きる子どもたち」の為に、今まで培った経験を惜しみなく出して取り組んでいきたいと思っております。

【保育理念（事業運営方針）】

子ども一人一人の人権を尊重し、子どもの健全な成長、発達をめざし、保護者との連携及び信頼関係構築に努めるとともに、社会に対して明るく子育てできる地域づくりに邁進する。

【保育方針】

◎豊かな感性を育てます

優しくされた経験は優しさを育てます。支援員は、いっぱい愛情をもって子どもの成長を見守ります。支援員との関わりを通して思いやりの心、優しい心、感謝の心を育てます。

◎豊かな人間関係を育てます

信頼できる大人がいること、共感してくれる大人がいることで、子どもは肯定感が育ちます。肯定感が持てると、自分が好きになります。自分が好きと言える子は、人も好きという気持ちが育ち、豊かな人間関係が広がります。

◎コミュニケーション力を養います

「ただいま」「おかえり」「いただきます」「ごちそうさま」「ありがとう」「ごめんなさい」等応答的な会話を通しコミュニケーションの力を養います。

◎基本的生活習慣を身につけます

帰ってきたら、手洗い、宿題を自らしようとする。自分の身の回りの整理整頓、部屋の掃除（雑巾の絞り方等）など基本的生活習慣を身につけます。

◎子どもが過ごしやすい環境づくり

一人一人が過ごしやすい環境を作るためのルールを子どもと一緒に考えて作ります。

◎安全安心な環境づくりに努めます

子どもの最善を考え、子どもが安心して過ごせる環境づくり、安全な環境づくりに全力で取り組みます。

1. 施設所在地

〒665-0852 宝塚市売布2丁目5番1号ピピアめふ1 4階・6階

2. 対象及び定員

① 対象

小学校1年の4月1日から6年生3月31日までの放課後留守家庭となる児童

② 定員：38人

3. 開所日及び開所時間

① 開所日（売布小学校の学校行事・代休日に合わせます）

日曜日及び国民の祝日、国民の祝日の振替休日、盆休み（8月13日から3日間※日曜日を除く）、年末年始（12月29日から翌年1月4日まで）を除く日

② 開所時間

授業日 下校時から午後5時まで（11月～1月は午後4時30分まで）

休業日 午前8時30分から午後5時まで（11月～1月は午後4時30分まで）

※延長保育の対象児童が2名以上ある場合には、土曜日をのぞき、最大午後7時まで延長保育を実施します。なお、延長保育の場合は、必ず延長保育の時間までに保護者または代理の方（高校生以上）にお迎えに来ていただきます。

（3月31日は延長保育を行いません。）

4. 費用について

①保育料・・・月額8,000円

毎月5日に引き落としとなります。

②おやつ代、行事費等・・・月額2,000円 入所初月は3,000円

毎月5日までに指定袋で現金をクラブへ届けてください。

③スポーツ保険（任意） 年額800円

キッズクラブ保育中の保険について

キッズクラブでの保育中（放課後や土曜日、長期休業中等）に生じたケガや、子ども同士のトラブルでの賠償事案は学校で加入している保険は適用されません。そのため、入所決定時にご案内する公益財団法人スポーツ安全協会が実施している

「スポーツ安全保険」にご加入をいただくか、ご家庭で加入している自賠責保険を使っていただくようお願いしております。

④延長保育料

- ・ 午後６時００分まで利用 月額１，６００円
- ・ 午後６時３０分まで利用 月額２，４００円
- ・ 午後７時００分まで利用 月額３，２００円
- ・ 臨時的利用 ３０分５００円

５．ご利用についてのお問い合わせ先

特定非営利活動法人保育ネットワーク・ミルク

事務局 三田市西山１丁目１３－６

電話 ０７９－５６５－４３１３

FAX ０７９－５５８－８５０２

６．年間行事予定

４月	歓迎会
５月	端午の節句
６月	おはなし会
７月	七夕会
８月	映画鑑賞会 施設外保育 ワークショップ サマーコンサート
９月	おはなし会
１０月	ハロウィン
１１月	おはなし会
１２月	クリスマス会 大掃除
１月	お正月遊び
２月	節分
３月	桃の節句 お別れ会
毎月	お誕生会

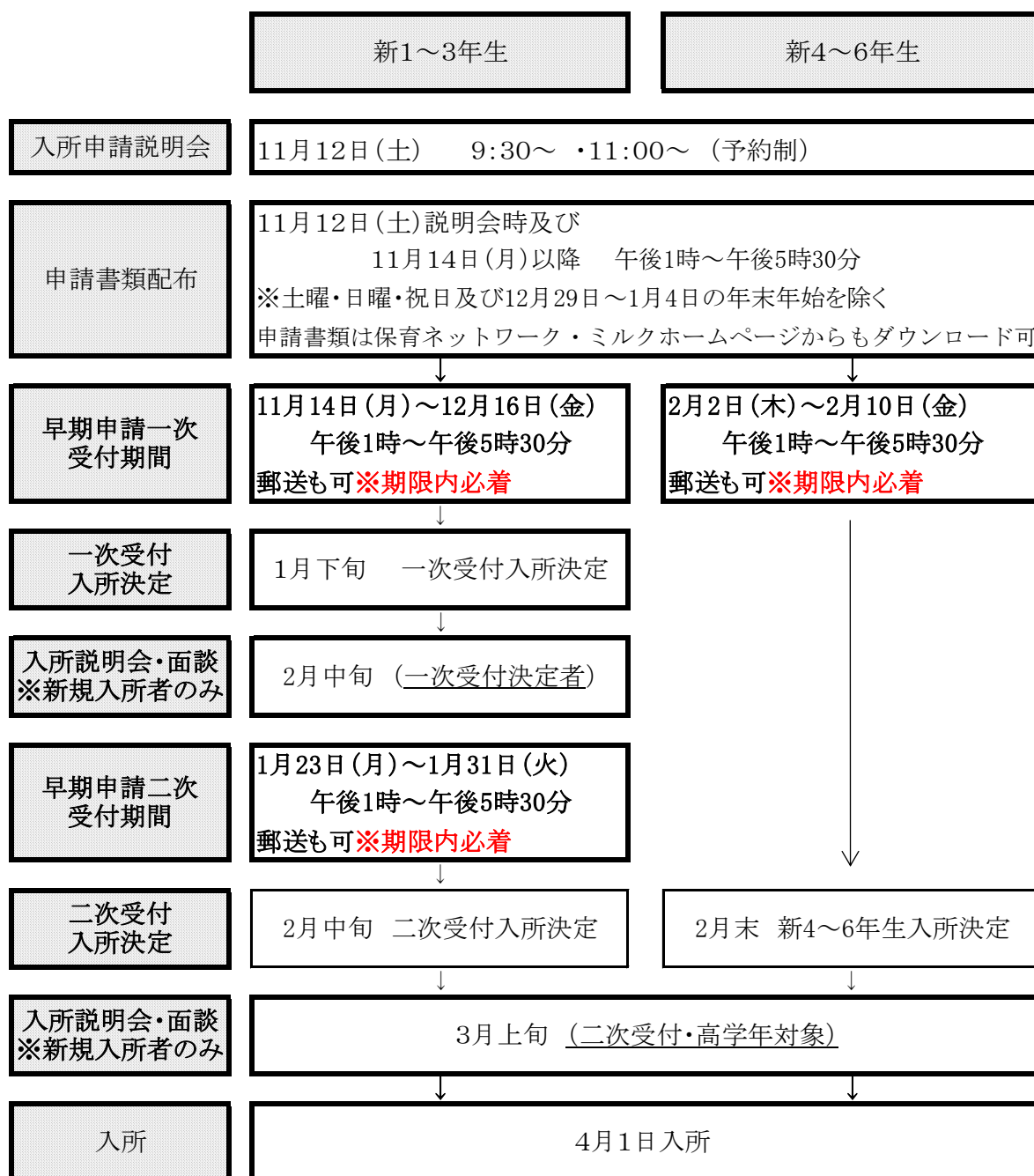
7. クラブでの一日

放課後	クラブへ	帰ってきたら、まずはうがい、手洗い！靴を脱いだら揃えてお部屋へ
	自主学習	宿題は、自らする習慣を身につけます。
	おやつ	おやつ当番は、おやつの準備。みんなで食べるおやつは格別の味です。
	自由あそび	異年齢で仲良く遊びます。ルールも子どもで話し合っ決めてます。年上に対する憧れ、年下に対する思いやりの心は子どもの心身の発達に良い影響を与えます。遊びを通して社会性が育ちます。また、一人一人の自由な時間も尊重されているので居心地のいい時間です。
5時	下校	「ありがとうございました。さようなら、また明日」 明日の希望へとつながります。

8. 地図



令和5年度 みるくっくキッズクラブ売布 入所申請受付日程



©新1～3年生及び新4～6年生の支援を要する児童の早期申請一次受付状況と、早期申請二次受付終了後、申請者数を集計しホームページ等で公開する予定です。

保 護 者 様

特定非営利活動法人保育ネットワーク・ミルク
理事長 小泉雅子

みるくっくキッズクラブの入所申請にかかる取り扱いについて

標記の件について、みるくっくキッズクラブへの入退所に関しまして、円滑な運営のため下記のとおりとしますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

記

- 1 申請内容に変更があった場合
申請後、内容等に変更があった場合は、直ちに届け出てください。
- 2 就労予定証明で申請の場合
 - ①待機児童がいない場合は、入所要件を満たしていれば引き続き入所は可能です。
 - ②待機児童がいる場合は、本証明で提出された勤務時間、日数をもとに再計算し直します。その結果、待機になった場合、5月からあるいは4月途中からでも待機へ繰り下げを行います。
また、再計算の結果待機順位の繰り上げを行うことはありません。
- 3 就学、職業訓練等による申請の場合
在学証明書或いは合格通知書と今年度の時間割（カリキュラム）の写しを提出してください。また、4月当初に令和5年度の時間割を再提出していただきます。その場合の取扱いは、以下のとおりです。
 - ①待機児童がいない場合は、入所要件を満たしていれば引き続き入所は可能です。
 - ②待機児童がいる場合は、提出された時間割（カリキュラム）をもとに再計算し直します。その結果、待機になった場合、5月からあるいは4月途中からでも待機へ繰り下げを行います。
また、再計算の結果待機順位の繰り上げを行うことはありません。

みるくっくキッズクラブ延長保育説明書

1 延長保育の目的

みるくっくキッズクラブに入所する児童の保護者の就労形態の多様化等による保育時間延長需要に応え、保護者が帰宅するまでの間の児童の安全を確保し、もって児童の健全な育成を図ることを目的とします。

2 延長保育の対象児童（対象児童の要件）

- (1) みるくっくキッズクラブに入所する児童で、保護者の勤務に付随する理由により午後5時（11月1日から翌年1月31日までの間は、午後4時30分）を超えて保育することが真に必要であると認められる児童であること。
- (2) 保護者又は保護者の代理による「迎え」が可能な児童であること。（高校生以上）

3 延長保育を実施する日及び時間

- (1) 実施日は、月曜日から金曜日です。土曜日及び3月31日は実施しません。
- (2) 利用時間は、育成会の閉所時刻である午後5時（11月1日から翌年1月31日までの間は、午後4時30分）から利用時間に応じ「午後6時まで」、「午後6時30分まで」、「午後7時まで」の中から選択することができます。

4 延長保育を実施する要件及び決定

- (1) 延長保育の要件を満たす児童が2名以上で実施します。
- (2) 令和5年4月1日から延長保育を希望される保護者に、申請受付期間内（下記、※参照）に入所申請書と合わせて、延長保育希望調査兼申請書を提出していただきます。

※ 申請受付期間

- ・ 新1～3年生及び新1～6年生の支援を要する児童 … （一次受付期間）
11月14日（月）～12月16日（金）
（二次受付期間）
1月23日（月）～1月31日（火）
- ・ 新4～6年生 … 2月2日（木）～2月10日（金）

①この期間中に提出された延長保育希望調査兼申請書数により延長保育の実施を決定しますので、必ずこの期間内に提出してください。

②延長保育を実施する要件を満たさず、延長保育を実施しないキッズクラブについては、延長保育を実施しない旨お知らせします。

(3) 原則として、年度途中での延長保育の開始又は中止はしません。

5 延長保育の申請と許可

- (1) 延長保育の要件を満たす児童が2名以上のキッズクラブについては延長保育希望調査兼申請書に基づき延長保育の許可決定を行います。
- (2) 延長保育の許可は、入所許可と合わせて通知します。

6 年度途中の延長保育について

延長保育を実施するキッズクラブについては、入所後の延長保育申請・利用時間の変更・取消が可能です。希望する月の前月の15日までに各書類を提出してください。

7 延長保育の利用料について

延長保育を利用する場合は、利用時間に応じて延長保育料が加算されます。
※延長保育を利用しなかった月も、登録があれば延長保育料がかかります。

8 延長保育する児童のお迎えについて

延長保育の児童につきましては、必ず定時までに保護者又は保護者の代理人（小・中学生によるお迎えは認めておりません。）のお迎えをお願いします。
※突発的な理由で、急に代わりの方が迎えに来られることになった場合は、必ず保護者が事前に迎えに来る方の氏名、続柄等を連絡してください。

9 延長保育を利用しない児童の下校について

延長保育を利用しない児童につきましては、午後5時（11月1日から翌年1月31日までの間は、午後4時30分）に集団で下校します。

入所申請書の書き方【見本】

(ご注意) 黒ボールペンで記入してください。(消せるペン使用不可)
訂正は、訂正箇所を二重線で消してください。
(修正液や修正テープによる訂正は行わないようにしてください。)
(第5条関係) 令和5年度 受付No. _____

放課後児童クラブ みるくっくキッズクラブ売布入所申請書

令和 年 月 日

(あて先) 特定非営利活動法人 保育ネットワーク・ミルク 理事長 小泉雅子

(保護者)

住所 〒 _____

宝塚市 _____ 自宅電話番号 () _____

_____ (父) 携帯電話 () _____

氏名 _____ 印 (母) 携帯電話 () _____

(※) 保護者本人が自署した場合は、押印は必要ありません

転居される場合は
新しい住所を記入
してください。

その際、空いている
スペースに現住所を
記入してください。

自署しない場合は、押印

下記児童について、入所の申請をいたします。

[入所申請理由]

☒ 就労(内定・復職を含む) ☐ 保護者等の疾病・負傷等

☐ 就学・職業訓練 ☐ その他()

※その他の場合は、事前に
青少年課へお問い合わせください。

該当の申請理由に
チェック

児 童	ふりがな	たからづか いちろう	生年月日	平成28年 4月 10日	性別	男
	氏 名	宝塚 一郎	学校名	○× 小学校	学年	新 1年生
	(該当する場合は記入) ※手帳をお持ちの場合は、手帳の写しを添付してください。					
	【療育手帳 A・B1・B2】 / 【身障手帳 級】 / 【支援学級 在籍・検討中】					
家 族 ・ 同 居 者 (祖 父 母 等) の 状 況	(保護者と異なる場合のみ記入)					
	住所:		電話 () _____			
	ふりがな 氏 名	続柄	勤務先または 学校名・新学年	勤務先 電話番号	勤務時間	
	たからづか たろう			(06)	午前8時30分～	
	宝塚 太郎	父	大阪電鉄(株)	66□×-○○×△	午後5時	
	はなこ			(078)	午前10時～	
	花子	母	神戸百貨店	123-□○×△	午後4時30分	
	はつみ		西宮第一高校		時 ～	
	初美	姉	新1年生(予定)		時	
	ゆめこ		ひょうご幼稚園		午前9時～	
夢子	妹	5歳児		午後6時		
	にしのみや はるこ			(0797)	午前10時～	
	西宮 春子	祖母	グルメ宝塚店	○○-○○△□	午後3時	

支援学級に在籍する
可能性がある場合
は検討中に○

単身赴任の保護者
も記入する

祖父母も含む
同居家族全員を記入

幼稚園、保育所名
年齢、保育時間を記入

無職の場合は
在宅と記入

児 童 調 書 【 見 本 】

ふりがな 児童名	たからづか いちろう 宝塚 一郎	児童クラブ名	みるくっくキッズクラブ売布		
平 熱	36.3 度 ※1 ※1 日々の検温と照らし合わせるため、必ずご記入ください。				
アレルギーに 関して	薬物 なし・あり () 食物 なし・あり (卵、牛乳、そば、ピーナッツ) ぜんそく なし・あり (ハウスダスト、ダニ) その他の事項 なし・あり (動物アレルギー) 緊急時の処方薬 なし・あり ⇒ <u>エビペン</u> ・内服・その他 ()				
児童の状況	加配※2（保育所・学校等） なし・あり ※2 保育所・幼稚園、学校等で、生活をサポートする担当職員がつくこと 放課後デイサービスの利用 なし・あり (施設名称： ○×△) 通所受給者証 なし・あり				
健康面や生活面 で連絡したい事 やその他特に留 意する事	なし ・ あり 〔 ・ 特別支援学級への在籍を検討している。 ・ 歯の矯正をしているので、ご配慮願います。 ・ 3歳時に〇〇病で入院。現在も通院治療中。経過観察中。等 〕				
緊急 連絡 先	順位	氏名・名称	続柄	連絡場所	電話番号
	1	宝塚 花子	母	自宅・ <u>携帯</u> ・職場・会社携帯	(090) 1234-□×△△
	2	宝塚 太郎 大阪電鉄 株式会社	父	自宅・携帯・ <u>職場</u> ・会社携帯	(06) 66□×-□×□×
	3	西宮 春子	祖母	<u>自宅</u> ・携帯・職場・会社携帯	(0797) 70-△△□×
学校から自宅までの略図を記入してください。（公共施設等目標物もご記入ください。） ☒ 自宅外へ帰宅します。					
服の赤木 〇〇〇線 至西宮 ○×小学校 薬局 宝塚BK 自宅					
● 通常自宅以外に下校される場合は☑を入れ、別途キッズクラブまでご連絡ください。					

必ず記入して
ください

アレルギーがある場合、
別途調査票の記入があ
ります。

該当箇所に○印を記入

病気やけがの際に
①②③の順で
お電話します。

連絡が繋がりにくい
場合がありますので、
部署名や内線、使用
されている場合は
旧姓もご記入くださ
い。

地図を貼り付ける場合
は、この枠内に入るよう
縮小してください。

自宅以外に下校される場
合はチェックボックスに✓
を入れてください。

利用料決定にあたっての承諾書【記載例】

利用料決定にあたっての承諾書

※申請書の記入日 → 令和 年 月 日

(あて先) 宝塚市長

※世帯主の住所・氏名

(保護者) 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

(※)保護者本人が自署した場合は、押印は必要ありません

自署しない場合は、押印

特定非営利活動法人 保育ネットワーク・ミルクが実施する「みるくくキッズクラブ」に入会する下記児童の利用料を宝塚市立地域児童育成会の育成料に準じた額とするために、宝塚市が下記世帯員に係る宝塚市の市民税課税台帳を閲覧することを承諾いたします。

また、宝塚市が下記児童の利用料の額を特定非営利活動法人 保育ネットワーク・ミルクへ通知することを承諾いたします。

記

ふりがな	たからづか いちろう	入会する児童クラブ： みるくくキッズクラブ売布
児童氏名	宝塚 一郎	

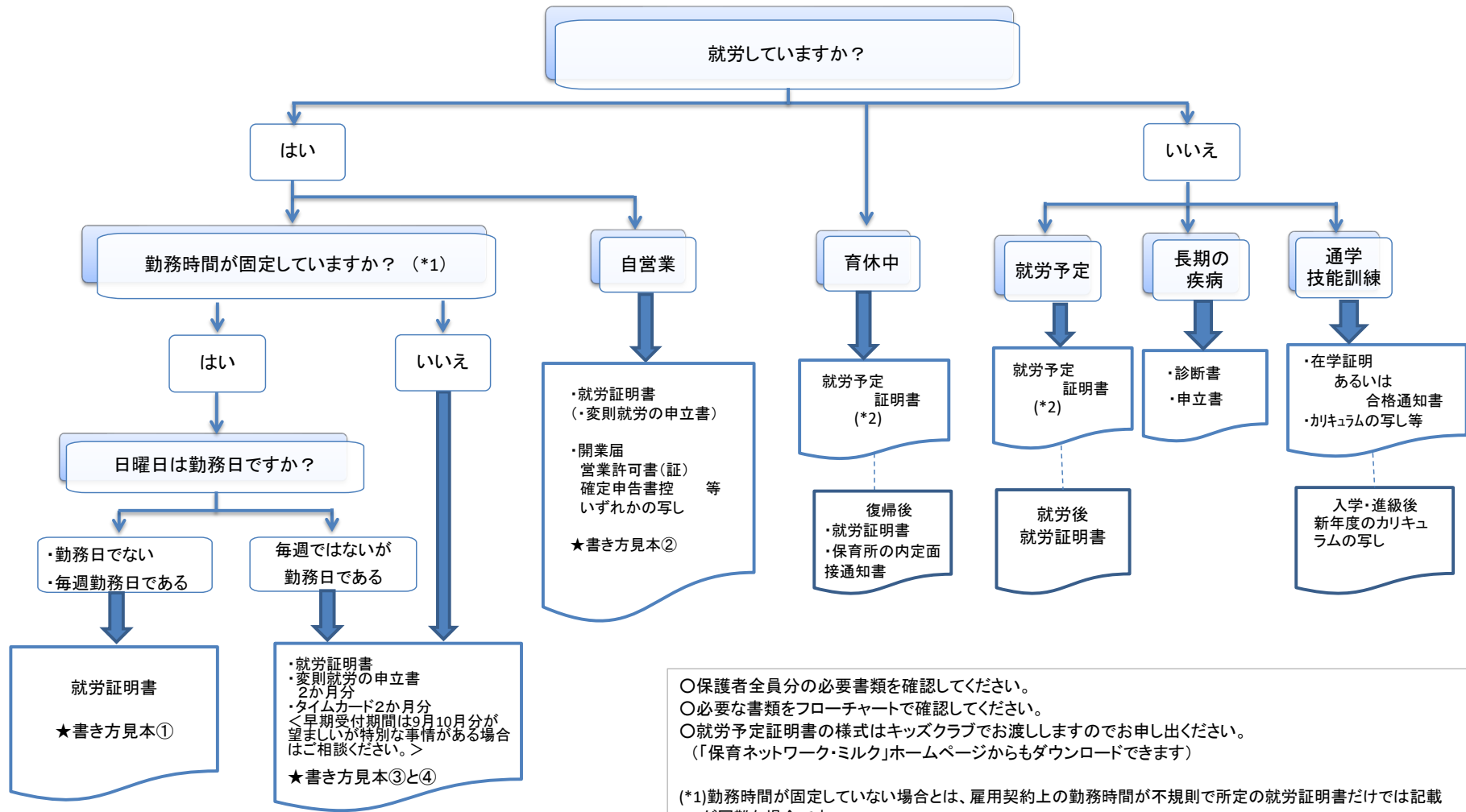
※2名以上入所の場合は、各児童ごとに1通提出

ふりがな 世帯員氏名	児童本人から 記入	生年月日	年少・特定 扶養親族 ※6	承諾印
たからづか いちろう	児童本人	平成 28 年 4 月 10 日	○	印
宝塚 一郎				
たからづか たろう	父	大正・昭和 平成・令和 50 年 1 月 1 日		印
宝塚 太郎				
たからづか はなこ	母	大正・昭和 平成・令和 53 年 2 月 1 日		印
宝塚 花子				
たからづか はつみ	姉	大正・昭和 平成・令和 19 年 6 月 1 日	○	印
宝塚 初美				
たからづか ゆめこ	妹	大正・昭和 平成・令和 30 年 6 月 21 日	○	印
宝塚 夢子				
にしのみや はるこ	祖母	大正・昭和 平成・令和 24 年 3 月 1 日		印
西宮 春子				

※生活保護世帯の方は☑を入れ、生活保護適用証明書を添付してください。 ☐

スタンプ印不可。朱肉の印鑑で押印してください。
全て同じ印鑑でも可能です。全員分押印してください。

- ※1 利用料は、宝塚市立地域児童育成会の育成料に準じて決定されます。
- ※2 市は保護者等の承諾書を得て市民税の課税状況を調査しますが、法人へは利用料の額のみを通知します。
- ※3 世帯全員の氏名を記入の上、押印をお願いします。
- ※4 保護者が単身赴任や遠隔地での仕事などにより児童と同居していない場合でも、氏名の記入と押印をお願いします。
- ※5 令和4年度(令和3年分所得)の市県民税が宝塚市以外で課税されている方は、当該地の課税証明書を添付してください。(令和4年1月1日に宝塚市以外に住民票があった方)
- ※6 平成15年1月2日～令和3年12月31日生まれの扶養親族について、扶養控除の扶養親族該当区分欄の人数分の該当者を○印で記入してください。
- ※7 この承諾書が提出されない場合は、宝塚市立地域児童育成会条例に準じた減税を受けることができませんので、ご承知おきください。 ※育成料の減免につきましては、宝塚市ホームページにてご確認ください。



○保護者全員分の必要書類を確認してください。
 ○必要な書類をフローチャートで確認してください。
 ○就労予定証明書の様式はキッズクラブでお渡ししますのでお申し出ください。
 (「保育ネットワーク・ミルク」ホームページからもダウンロードできます)

(*1)勤務時間が固定していない場合とは、雇用契約上の勤務時間が不規則で所定の就労証明書だけでは記載が困難な場合です。
 (*2)就労予定証明書での入所申請は、4月1日に勤務していることが条件です。
 (育児休業復帰の場合は、4月中に復職してください)
 勤務開始後速やかに就労証明書を提出していただきます。変則就労の申立書が必要な方は、勤務開始後直ちに就労証明書・変則就労の申立書・シフト表を提出してください。なお、無理な場合は5月初めまでに4月分のタイムカードと変則就労の申立書を提出してください。

① 就労証明書の書き方 【見本】

(ご注意) 就労証明書は事業所等で記入してもらってください。
黒ボールペンで記入してください。(消せるペン使用不可)
訂正がある場合は訂正箇所を二重線で消してください。
(修正液や修正テープによる訂正は行わないようにしてください。)
※就労証明書は保育ネットワーク・ミルクHPからダウンロードできます。
みるくつくキッズクラブ売布用

勤務形態に○してください。
各勤務形態ともテレワーク等を含む
自宅勤務がある場合は、1週間
当たりの割合を記載してください。
感染症予防等、一時的な場合は
不要です。

※下記で勤務地欄に自宅の住所を
記入した場合は、自宅外での勤務が
100%の場合も必ず記載をお願いします。

就 労 証 明 書		児童氏名(宝塚 一郎)		
氏名 宝塚 太郎		父 母 その他()		
住所 宝塚市東西町〇〇一△□		就労形態 (○)常勤 (□)臨時・パート・アルバイト (ハ)自営業※1 (ニ)その他 ※1 開業届、営業許可書(証)または確定申告書控の写し ・自宅勤務がある場合 (感染症予防等、一時的な場合は除く) (自宅 5%、自宅外 95%)		
就 労 時 間		休憩時間を含む 時間数	備 考	
通常就労週日数・時間等	月	午前 8 時 30 分 ~ 午後 6 時 00 分	9 時間 30 分	
	火	午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 00 分	8 時間 30 分	
	水	午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 00 分	8 時間 30 分	
	木	午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 00 分	8 時間 30 分	
	金	午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 00 分	8 時間 30 分	
	土	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分	
	日	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分	
就労日数 平日週 5 日 土日:週 日 計 43時間30分		土曜日勤務の場合は下記へ 月あたり 土曜日日数を記入		
《変則就労》 日/(月・週)計 時間 分		通勤時間 片道 1時間 20分		
□ 変則就労のため、別紙変則就労申立書を提出します		通勤手段 電車、バス		
休 日	※該当するもの全てに○印 ・ 土曜日 ・ 日曜日 ・ 祝日 ・ 定期休日(日曜日を除く 曜日) ・ その他の休日()		勤務地 名称 大阪電鉄株式会社 住所 大阪市〇〇〇〇-〇〇 電話 (06)〇〇〇〇-〇〇〇〇	
	所在地 大阪市〇〇〇〇-〇〇〇			※単身赴任中 □
	事業所名 大阪電鉄株式会社			
雇用主(代表者) 代表取締役 山本 太郎		令和4年11月25日		
※2 必ずご記入ください 記入担当者 鈴木 所属・役職 人事部 電話 06-△△△△-△△△△		単身赴任の場合はチェック		

事業所で記入してもらってください

幼稚園、学校はそれぞれ
園長・校長の証明

※2 上記証明内容について、記入担当者へ電話で問い合わせさせていただく場合がありますのでご了承ください。
●証明者の押印は不用としますが、無印の場合でも、万一証明書の内容に偽造・変造が認められた場合は有印私文書偽造罪又は同変造罪が成立し、法定刑(3月以上5年以下の懲役)が科されることがあります。(法務省及び内閣府の見解に基づく)

② 就労証明書の書き方 【自営業の見本】

- (ご注意) 就労証明書は事業所・取引先等で記入してもらってください。
 黒ボールペンで記入してください。(消せるペン使用不可)
 訂正がある場合は訂正箇所を二重線で消してください。
 (修正液や修正テープによる訂正は行わないようにしてください。)
●開業届、営業許可書(証)または確定申告書控の写しを添付してください。
 (注) 添付書類が提出できない場合は、キッズクラブまたは青少年課にお問い合わせください。
 みるくっくキッズクラブ売布用

就 労 証 明 書				児童氏名(宝塚 一郎)	
氏名 宝塚 花子				父 () 母 () その他 ()	
住所 宝塚市東西町〇〇—△□				就労形態	
				(イ)常勤 (ロ)臨時・パート・アルバイト (ハ)自営業※1 (ニ)その他 ※1 開業届、営業許可書(証)または確定申告書控の写しを添付 ・自宅勤務がある場合 (感染症予防等、一時的な場合は除く) (自宅 75%、自宅外 25%)	
就 労 時 間				休憩時間を含む 時間数	備 考
通常就労週日数・時間等	月	午前 〇時 〇〇分 ~ 午後 5時 〇〇分	5時間 〇〇分	変則就労等のシフトのパターン、時季的な就労時間の実態を記入 ●フレックスタイム制や裁量労働制等を含む変則的な就労の場合は、雇用契約書に記載された就労時間をご記入ください。 ●時短勤務制度を利用する場合は、時短適応後の就労時間をご記入ください。	
	火	午前 1時 〇〇分 ~ 午後 5時 〇〇分	4時間 〇〇分		
	水	午前 〇時 30分 ~ 午後 5時 〇〇分	4時間 30分		
	木	午前 〇時 45分 ~ 午後 6時 〇〇分	5時間 15分		
	金	午前 〇時 30分 ~ 午後 5時 〇〇分	4時間 30分		
	土	午前 9時 〇〇分 ~ 午後 4時 〇〇分	7時間 〇〇分		
	日	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分		
就労日数 平日:週 5 日 土日:週 1 日 計 30 時間 15 分				土曜日 2日/月	
<<変則就労>> 日/(月・週)計 時間 分 ☐ 変則就労のため、別紙変則就労申立書を提出します				通勤時間 片道 〇時間 〇分 通勤手段 電車(自宅外の場合) 名称 〇〇ピアノ教室 住所 自宅/西宮市南北町△〇—△□ 電話 自宅/(0798)〇△—〇〇×△	
休日 ※該当するもの全てに○印 ・ 土曜日 ・ 日曜日 ・ 祝日 ・ 定期休日(日曜日を除く 曜日) ・ その他の休日()				※単身赴任中 ☐	
上記の者は、平成 18 年 4 月 1 日から当事業所に ☒ 勤務 していることを証明します。 ☐ 復職 (あて先) 特定非営利活動					
所在地 宝塚市東西町〇〇—△□ 事業所名 〇〇ピアノ教室 雇用主(代表者) 宝塚 花子 令和4年11月25日 記入担当者 宝塚 花子 所属・役職 〇〇ピアノ教室 電話					

一週間当たりの自宅内と自宅外勤務の割合を記入

開業届、営業許可書(証)、確定申告書控の写しのいずれかを必ず添付してください。

勤務地が2カ所の場合

ご自身が代表者の場合、ゴム印、角印があれば押印

こちらが漏れている場合、受理できませんので、忘れないよう記入してください。

※2 必ずご記入ください

※2 上記証明内容について、記入担当者へ電話で問い合わせさせていただく場合がありますのでご了承ください。

●証明者の押印は不用としますが、無印の場合でも、万一証明書の内容に偽造・変造が認められた場合は有印私文書偽造罪又は同変造罪が成立し、法定刑(3月以上5年以下の懲役)が科されることがあります。(法務省及び内閣府の見解に基づく)

③ 就労証明書の書き方 【変則就労の見本】

(ご注意) 就労証明書は事業所等で記入してもらってください。
 黒ボールペンで記入してください。(消せるペン使用不可)
 訂正がある場合は訂正箇所を二重線で消してください。
 (修正液や修正テープによる訂正は行わないようにしてください。)

みるくつくキッズクラブ売布用

就 労 証 明 書										児童氏名(宝塚 一郎)									
氏名 宝塚 花子										父 () 母 (○) その他 ()									
住所 宝塚市東西町〇〇一△□										就労形態 (イ)常勤 (○)臨時・パート・アルバイト (ハ)自営業※1 (ニ)その他 ※1 開業届、営業許可書(証)または確定申告書控の写しを添付 ・自宅勤務がある場合 (感染症予防等、一時的な場合) (自宅 5%, 自宅外)									
就 労 時 間										休憩時間を含む時間数									
通常就労週日等	月	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分	変則就労等のシフトのパターン な就労時間の実態を記入 ●フレックスタイム制や裁量労働制を含む変則的な就労の場合は、書に記載された就労時間を記入してください。 ●時短勤務制度を利用する場合は、時短適応後の就労時間を記入してください。 【完全シフト制】 午前 9時~午後1時30分 のうちで 午前10時~午後3時30分 3交代の 午後 1時~午後4時30分 勤務 土曜日就労の場合は下記へ 月あたりの土曜日日数を記入 土曜日 2日/月															
	火	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分																
	水	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分																
	木	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分																
	金	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分																
	土	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分																
	日	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分																
不規則勤務の場合は、月又は週の平均日数を記入																			
就労日数 平日 週 日 土日:週 日 計 時間 分																			
《変則就労》 19日 / (月・週) 計 88 時間 30 分										通勤時間 片道 0 時間 30 分									
☒ 変則就労のため、別紙変則就労申立書を提出します										通勤手段 自転車									
※該当するもの全てに○印 ・ 土曜日 ・ 日曜日 ・ 祝日 ・ 定期休日(日曜日を除く 水曜日) ・ その他の休日()										勤 務 名称 ○〇事業所									
										地 址 西宮市南北町△丁目〇×-△□									
										電話 (0798) 123-□×△△									
上記の者は、平成 18 年 3 月 20 日から当事業所に ☒ 勤務 していることを証明し、 ☐ 復職 (あて先) 特定非営利活動 忘れずに 所在地 西宮市南北町△丁目〇×-△□ 事業所名 ○〇事業所 雇用主(代表者) 所長 山田 一郎 ※2 必ずご記入ください 記入担当者 田中 所属・役職 総務課係長 電話 (0798) 123-□×△△										※単身赴任中 ☐ 幼稚園、学校はそれぞれ園長・校長の証明									

事業所で記入してもらってください

勤務が変則のため、この就労証明書で記載が困難な場合は、左の項目にチェックを入れ、変則就労の申立書とタイムカードの写しを併せて2か月分提出してください。

幼稚園、学校はそれぞれ園長・校長の証明

※2 上記証明内容について、記入担当者へ電話で問い合わせさせていただく場合がありますのでご了承ください。

●証明者の押印は不用としますが、無印の場合でも、万一証明書の内容に偽造・変造が認められた場合は有印私文書偽造罪又は同変造罪が成立し、法定刑(3月以上5年以下の懲役)が科されることがあります。(法務省及び内閣府の見解に基づく)

変則就労の申立書(証明書)＜記載例＞

令和4年9月の就労状況

児 童 氏 名 (宝塚 一郎)

曜日	月	火	水	木	金	土	日
日付				1	2	3	4
勤務時間	～		～		9:00～13:30	～	9:00～13:30
日付	5	6	7	8	9	10	11
勤務時間	10:00～15:30	13:00～16:30	～	10:00～15:30	～	10:00～15:30	～
日付	12	13	14	15	16	17	18
勤務時間	～	10:00～15:30	～	13:00～16:30	9:00～13:30	～	10:00～15:30
日付	19	20	21	22	23	24	25
勤務時間	10:00～15:30	10:00～15:30	～	(10:00～15:30)	10:00～15:30	13:00～16:30	～
日付	26	27	28	29	30		
勤務時間	22:00～ 夜勤	～8:00	～	13:00～16:30	10:00～15:30	～	～
日付							
勤務時間	～	～	～	～	～	～	～

祝日には○をしてください。

(あて先)特定非営利活動法人保育ネットワーク・ミルク 理事長 小泉雅子

上記のとおり勤務していることに相違ありません。

令和4年11月20日

住 所 宝塚市東西町〇〇－△〇

保 護 者 氏 名 宝塚 花子

令和4年11月25日

所在地 西宮市南北町△丁目〇×－△□

事業所名 〇〇事業所

雇用主(代表者) 所長 〇〇 △△

(担当者 山田 所属・役職 人事部 電話 〇〇-△△-××)

就労日数

①月～金 計 15 日
うち 勤務終了時間が
14時29分までの日数
(1年生は13時59分まで)
②月～金 2 日

③土曜日の勤務
計 2 日

①－②＋③
合計 15 日
※12日以上が必要です。

※午前0時をまたぐ勤務がある場合は ☒ ←チェックを入れてください。

※勤務が変則のため所定の就労証明書に通常就労週日数・時間等の記載が困難な場合は、就労証明書に加え、この申立書(証明書)とタイムカード又はシフト表の写しをそれぞれ2か月分提出してください。
※シフト上の勤務時間(有休を含む)を記入してください。(時間外を除く)

※ご自身で時間
本人が記入して下さい
記入して下さい
事業所が記入して下さい

就労予定証明書の書き方【見本】

(ご注意) 就労予定証明書は事業所等で記入してもらってください。

黒ボールペンで記入してください。(消せるペン使用不可)

訂正がある場合は訂正箇所を二重線で消してください。

(修正液や修正テープによる訂正は行わないようにしてください。)

※就労予定証明書はHPでもダウンロードできます。

みるくつくキッズクラブ売布用

勤務形態に○してください。
各勤務形態ともテレワーク等を含む
自宅勤務がある場合は、1週間
当たりの割合を記載してください。
感染症予防等、一時的な場合は
不要です。

※下記で勤務地欄に自宅の住所を
記入した場合は、自宅外での勤務が
100%の場合も必ず記載をお願いします。

就 労 予 定 証 明 書				児童氏名(宝塚 一郎)	
氏名 宝塚 太郎		就労形態		父 母 その他() (ア)常勤 (ロ)臨時・パート・アルバイト (ハ)自営業※1 (ニ)その他 ※1 開業届、営業許可書(証)または確定申告書 ・自宅勤務がある場合 (感染症予防等、一時的な場合は除く) (自宅 5%、自宅外 95%)	
住所 宝塚市東西町〇〇一△□					
就 労 時 間				休憩時間を含む 時間数	備 考
通常就労週日数・時間等	月	午前 8 時 30 分 ~ 午後 6 時 00 分	9 時間 30 分	変則就労等のシフトのパターン、時季的な就労時間の実態を記入 ●フレックスタイム制や裁量労働制等を含む変則的な就労の場合は、雇用契約書に記載された就労時間をご記入ください。 ●時短勤務制度を利用する場合は、時短適応後の就労時間をご記入ください。	
	火	午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 00 分	8 時間 30 分		
	水	午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 00 分	8 時間 30 分		
	木	午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 00 分	8 時間 30 分		
	金	午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 00 分	8 時間 30 分		
	土	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分	忘れずに 使用しているすべての通勤手段を記入	
	日	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分	土曜日就労の場合は下記へ月あたり土曜日日数を記入	
	就労日数 平日:週 5 日 土日:週 日 計 43 時間 30 分			土曜日 日/月	
《変則就労》 日/(月・週)計 時間 分			通勤時間 片道 1 時間 20 分		
☐ 変則就労のため、別紙変則就労申立書を提出します			通勤手段 電車、バス		
休日	※該当するもの全てに○印 ・ 土曜日 ・ 日曜日 ・ 祝日 ・ 定期休日(日曜日を除く 曜日) ・ その他の休日()		勤務地		※単身赴任中 ☐
			名称 大阪電鉄株式会社		
			住所 大阪市〇〇〇〇-〇〇		
				電話 (06) 〇〇〇〇-〇〇〇〇	
上記の者は、令和5年4月1日から当事業所に勤務予定であることを証明します。 (あて先) 特定非営利活動 忘れずに 令和4年11月25日					
所在地 大阪市〇〇〇〇-〇〇〇					
事業所名 大阪電鉄株式会社					
雇用主(代表者) 代表取締役 山本 太郎					
※2 必ずご記入ください 記入担当者 鈴木 所属・役職 人事部 電話 06-△△△△-△△△△					

事業所で記入してもらってください

単身赴任の場合はチェック

幼稚園、学校はそれぞれ園長・校長の証明

※2 上記証明内容について、記入担当者へ電話で問い合わせさせていただく場合がありますのでご了承ください。

●証明者の押印は不用としますが、無印の場合でも、万一証明書の内容に偽造・変造が認められた場合は有印私文書偽造罪又は同変造罪が成立し、法定刑(3月以上5年以下の懲役)が科されることがあります。(法務省及び内閣府の見解に基づく)

アレルギー調査票

みるくつくキッズクラブ売布

学年 年 氏名()

1. 食物アレルギーを起こす原因食物は何ですか。

☐卵 ☐牛乳 ☐小麦 ☐えび ☐かに ☐そば ☐落花生

□その他()

2. 1について医療機関においてアレルギー検査を受けられましたか。

□はい → アレルギー検査結果を学校に提出される場合は、みるくつくキッズクラブにもご提出ください。

☐ いいえ

3. 現在除去中の食物は何ですか。

完全除去している食物()

部分除去している食物()

4. 市販されているもので食べることのできる具体的なお菓子名をお書きください。

例 おととと、ビスコ、ポテトチップス、ホームパイ など

$$\left(\begin{array}{c} \text{ } \end{array} \right)$$

5. お子さんは自分が食べることでできるものを判断できますか。

☐ できる ☐ できない

6. はじめて症状がでたのはいつですか。どのような症状でしたか。
その時どのような対応をしましたか。

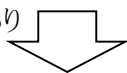
7. その後、症状が出たことはありますか。いつ、何を食べて、どんな症状でしたか。
その時どのような対応をしましたか。

〔裏面へ〕

8. 症状が出るとき、どこから出て、どのように進みますか。

9. 処方されている薬はありますか。

☐ あり ☐ なし



1.内服薬()
2.アドレナリン自己注射薬(エピペン)
3.その他()

10. どのような症状の時内服・接種しますか。

①内服薬 症状()

②エピペン 症状()



●エピペンを自分でうてますか。

☐ うてる ☐ うてない

●過去にエピペンをうったことはありますか。

☐ あり いつ() ☐ なし

11. みらくっくキッズクラブで生活する上で、気になることがあればお書きください。

※9.をありにされた方は、以下にご記入ください。

みらくっくキッズクラブにおける日常の取り組みおよび緊急時の対応に活用するため、
学校が保有している学校生活管理指導表等のアレルギーに関する書類の写しの提供を
受けることを同意します。

令和 年 月 日

保護者名 _____ 印 _____

続柄()

学年	名前	原因食物

--

	症状	緊急時薬の使用	対応
重症度 1			
重症度 2			
重症度 3			

--

保護者 緊急連絡先	名前・名称	続柄	電話番号

かかりつけ 医療機関	病院名	電話番号

管理状況	内服薬 ()	有 ・ 無
		保管場所：
		保管の注意点：
	エピペン	有 ・ 無
		保管場所：
		保管の注意点：

搬送病院	優先順位	病院名	電話番号
	①		
	②		
	③		

保護者名	続柄
------	----